	(c)　外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体 (d)　(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される法人
十七	分野　運輸業 小分野 産業分野　貨物利用運送事業（航空運送を利用する貨物利用運送事業に限る。） ＪＳＩＣ　四四四一　集配利用運送業 ＪＳＩＣ　四八二一　利用運送業（集配利用運送業を除く。） 留保の種類　内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条） 政府の段階　中央政府 措置　貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二章から第四章まで 貨物利用運送事業法施行規則（平成二年運輸省令第二十号） 概要　1　次の自然人又は団体は、日本国内の各地間において航空運送を利用する貨物利用運送事業を営むことはできない。 (a)　日本国の国籍を有しない自然人 (b)　外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの (c)　外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体 (d)　(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される法人 2　1(a)から(d)までに掲げる自然人又は団体は、国際航空運送を利用する貨物利用運送事業を営むためには、国土交通大臣の登録、許可又は認可を受けなければならない。この登録は、相互主義に基づき行われ、この許可又は認可は、相互主義に基づき与えられる。
十八	分野　運輸業 小分野 産業分野　鉄道業 ＪＳＩＣ　四二一　鉄道業 ＪＳＩＣ　四五一　鉄道施設提供業 留保の種類　内国民待遇（第二条） 政府の段階　中央政府 措置　外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 概要　外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の鉄道業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。鉄道業の用に供される車両の全部又は一部及び部品の製造は、鉄道業に含まれない。したがって、これらの製品の製造に対する投資について、外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出は必要とされない。
十九	分野　運輸業 小分野 産業分野　道路旅客運送業 ＪＳＩＣ　四三一一　一般乗合旅客自動車運送業 留保の種類　内国民待遇（第二条） 政府の段階　中央政府 措置　外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 概要　外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の一般乗合旅客自動車運送業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。一般乗合旅客自動車運送業の用に供される車両の全部又は一部及び部品の製造は、一般乗合旅客自動車運送業に含まれない。したがって、これらの製品の製造に対する投資について、外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出は必要とされない。
二十	分野　運輸業 小分野 産業分野　水運業 ＪＳＩＣ　四五二　沿海海運業 ＪＳＩＣ　四五三　内陸水運業 ＪＳＩＣ　四五四二　内航船舶貸渡業
	留保の種類　内国民待遇（第二条） 政府の段階　中央政府 措置　外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 概要　外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の水運業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。この場合において、「水運業」とは、外航海運業、沿海海運業、内陸水運業及び船舶貸渡業をいう。ただし、日本国内の港の間の海上運送（内航船舶貸渡業を除く。）は、事前届出の要件の適用から除外される。
二十一	分野　運輸業 小分野　水運業 産業分野 留保の種類　内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条） 政府の段階　中央政府 措置　船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第三条 概要　日本国の法律又は日本国が締結している国際協定に別段の定めがある場合を除くほか、日本国の船籍を有しない船舶は、日本国内の不開港場への寄港及び日本国内の港の間の貨物又は旅客の運送を行ってはならない。
二十二	分野　上水道業 小分野 産業分野　ＪＳＩＣ　三六一一　上水道業 留保の種類　内国民待遇（第二条） 政府の段階　中央政府 措置　外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 概要　外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の上水道業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。

モザンビーク共和国の表

一	分野　運輸業 小分野 産業分野　商業海上運送業 留保の種類　内国民待遇（第二条） 政府の段階　中央政府 措置　二千七年八月十四日の政令第三十五号第十八条及び第十九条 概要　モザンビークの法令に従い登録され、及びモザンビークの船籍を有する船舶の所有者であるモザンビーク人のみが、当該船舶によるモザンビークの各港の間又はモザンビークの一の港内の旅客及び貨物の商業海上運送を行うことができる。
二	分野　観光業 小分野　キャンプ場 産業分野 留保の種類　内国民待遇（第二条） 政府の段階　中央政府 措置　二千七年八月七日の政令第十八号第二十七条 概要　モザンビークの市民又はモザンビークの会社であって、その資本の過半数をモザンビークの市民が保有するもののみが、民間のキャンプ場を開発することができる。
三	分野　観光業 小分野　賭博業 産業分野 留保の種類　内国民待遇（第二条）